

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、職員の給与の引き下げ(△3. 5%)に併せ改正を行った。
なお、理事長に対する特別手当の額については、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業務評価の結果及びその者の職務実績等を考慮して、増額又は減額することができることと

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 職員の俸給月額引き下げ(△3. 5%)に準拠し、役員報酬月額についても引き下げ(△3. 5%)を行った。 }

理事 { 職員の俸給月額引き下げ(△3. 5%)に準拠し、役員報酬月額についても引き下げ(△3. 5%)を行った。 }

監事(非常勤) { 職員の俸給月額引き下げ(△3. 5%)に準拠し、役員報酬月額についても引き下げ(△3. 5%)を行った。 }

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 13,455	千円 9,555	千円 3,900	千円 ()			*
A理事	千円 11,804	千円 8,382	千円 3,422	千円 ()			※
B理事	千円 11,853	千円 8,382	千円 3,422	千円 49 (通勤手当)			*
C監事 (非常勤)	千円 2,576	千円 2,532	千円 0	千円 44 (通勤手当)			※
D監事 (非常勤)	千円 1,294	千円 1,278	千円 0	千円 16 (通勤手当)		9月30日	
E監事 (非常勤)	千円 1,270	千円 1,254	千円 0	千円 16 (通勤手当)	10月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当なし	
理事A	千円	年	月			該当なし	
理事B	千円	年	月			該当なし	
監事A (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
監事B (非常勤)	千円 0	年 2	月	9月30日	—	退職金の支給なし	
監事C (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期目標に基づき、運営費交付金の節減のため、給与水準の引き下げ(△3. 5%)や非常 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 給与水準については、国家公務員との給与較差を是正するため、平成16年度から 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 人事評価制度を構築する中で、職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与へ 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給・査定分)	検討中
特別手当(勤勉手当) (査定分)	検討中

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

〔 ○俸給月額の引き下げ(△3. 5%)
○扶養手当(3人目以降の子等の給月額を1,000円引き上げ(5,000円→6,000円)
(配偶者以外の扶養手当の支給月額を500円引き上げ(6,000円→6,500円))
(国家公務員の給与改定に準拠) 〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 253	歳 48.8	千円 7,765	千円 5,565	千円	千円
事務・技術	人 25	歳 48.5	千円 7,510	千円 5,373	千円 55	千円 2,137
医療職種 (診療所医師)	人 2	歳 48.2	千円 —	千円 —	千円	千円
医療職種 (診療所技師)	人 7	歳 48.2	千円 7,229	千円 5,180	千円 71	千円 2,049
医療職種 (診療所看護師)	人 14	歳 41.7	千円 6,519	千円 4,751	千円 87	千円 1,768
福祉職種 (指導員)	人 205	歳 49.3	千円 7,857	千円 5,623	千円 69	千円 2,234
非常勤職員	人 38	歳 39.3	千円 2,397	千円 1,863	千円 75	千円 534
福祉職種 (指導員)	人 31	歳 39.5	千円 2,482	千円 1,925	千円 81	千円 557
その他	人 7	歳 38.5	千円 2,021	千円 1,590	千円 47	千円 431

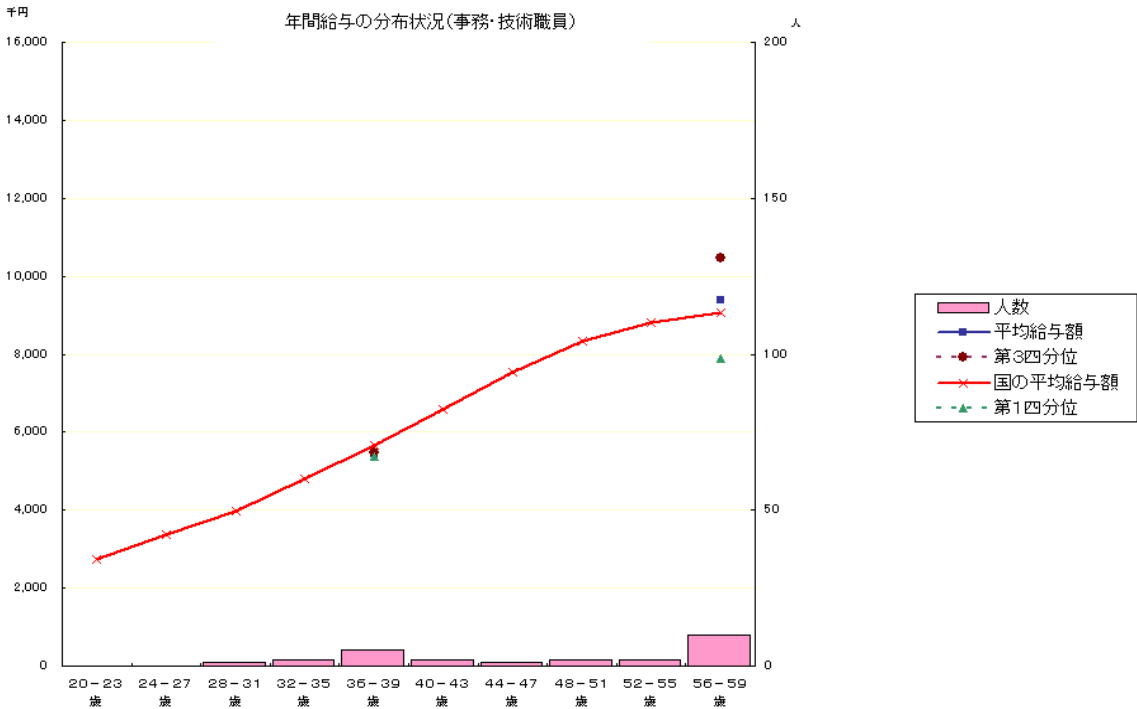
注1:常勤職員の医療職種(診療所医師)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項は記載していない。

注2:非常勤職員のその他とは、事務補助員である。

注3:在外職員、任期付職員、再任用職員については、該当者がいないため省略している。

注4:職種については、研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため省略している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:平均給与額について、年齢バンド別の在職職員が2名以下のところは、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部 長	7	57.1	9,874	10,393	10,686
課 長	4	53.5	—	8,603	—
課長補佐	2	53.0	—	—	—
係 長	6	40.3	5,362	5,623	5,721
主 任	3	50.2	—	6,267	—
係 員	3	33.2	—	4,082	—

注1:課長補佐の該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される

おそれがあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2:該当者が4名以下の年齢階層については、第1・第3四分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		部長	課長	課長補佐 係長・主任	係長・主任	係員	係員
人員 (割合)	人 ()	人 (28.0%)	人 (16.0%)	人 (44.0%)	人 (8.0%)	人 (4.0%)	人 ()
年齢(最高 ～最低)		歳 59 51	歳 57 43	歳 58 38	歳 }	歳 }	歳 }
所定内給与年額(最高 ～最低)		千円 8,220 6,936	千円 6,473 5,432	千円 5,735 3,707	千円 }	千円 }	千円 }
年間給与額(最高 ～最低)		千円 11,872 9,809	千円 9,052 7,504	千円 7,877 5,150	千円 }	千円 }	千円 }

注:4等級及び5等級については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定される

おそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項は記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.6	% 63.5	% 62.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.4	% 36.5	% 37.4
	最高～最低	% 43. 1～33. 6	% 39. 5～32. 6	% 41. 2～32. 8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.7	% 68.2	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.3	% 31.8	% 32.5
	最高～最低	% 34. 1～32. 3	% 32. 6～30. 7	% 33. 3～31. 5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

99.4

対他法人(事務・技術職員)

93.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年 度)	前年度 (平成18年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,348,174	千円 2,462,665	千円 (%) △ 114,491 (△ 4.6)	千円 (%) △ 470,797 (△ 16.7)
退職手当支給額 (B)	千円 347,302	千円 245,644	千円 (%) 101,658 (41.4)	千円 (%) △ 10,849 (△ 3.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 240,710	千円 232,984	千円 (%) 7,726 (3.3)	千円 (%) 24,757 (11.5)
福利厚生費 (D)	千円 342,320	千円 355,722	千円 (%) △ 13,402 (△ 3.8)	千円 (%) △ 37,581 (△ 9.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,278,506	千円 3,297,015	千円 (%) △ 18,509 (△ 0.6)	千円 (%) △ 494,470 (△ 13.1)

注1:平成19年度の「給与、報酬等支給総額」に「非常勤役職員等給与」の一部が計上されていたこと(85,356千円)、同年度の「非常勤役職員等給与」の一部が未計上であったこと(16,291千円)から、「給与、報酬等支給総額」、「非常勤役職員等給与」及び「最広義人件費」を修正。(平成22年6月22日修正)

注2:平成18・19年の「福利厚生費」に法定外福利厚生費(平成18年度5,082千円、平成19年度6,231千円)が含まれていなかったことから、平成22年8月に平成18・19年度の「福利厚生費」を修正。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」について、役職員の給与を引き下げた(△3. 5%)影響等により、対前年度減額となっている。また、「最広義人件費」についても、役職員の給与の引き下げた(△3. 5%)影響等により、減額となっている。
- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況
 - ・ 中期目標における人件費削減の取組に関する事項
「「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間ににおいて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、当該中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。」
 - ・ 中期計画における人件費削減の取組に関する事項
「「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人員について、現中期目標期間の最終年度までの間においても、平成17年度を基準として5%以上の人員の削減を行

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度			
人員数 (人)	302	277	270			
人員純減率 (%)		8.3%	11.9%			

IV 法人が必要と認める事項
特になし